資料提供 令和6年8月2日					
(知事部局に関すること)	(教育委員会に関すること)				
課 名:人事課 担 当:野 村 内 線:2252 直通電話:082-513-2252	課 名:総務課 担 当:糸 崎 内 線:4911 直通電話:082-513-4911				

公募型プロポーザル方式による契約手続における不適正な事務処理の事案について

1 要旨

公募型プロポーザル方式による契約において、事務の一部に不適正な事務処理のある事案が あった。なお、これに伴う選定結果や契約の効力に影響はないものの、県として適正な事務処 理となるよう再発防止策を講じる。

2 概要

- 公募型プロポーザル方式(※)では、最優秀提案者の選定のため選定委員会が設けられる。
- この選定委員会に職員以外の外部の者を含める場合には、県の附属機関として、条例の委任に基づき、知事その他の執行機関は、その規則で定める必要がある。
- こうした中、人事課が定期的に実施する規則改正予定等の照会において、規定漏れの事案が発覚した。
- 全庁調査を行った結果、知事部局 14 件、教育委員会 3 件、計 17 件の規定漏れが判明した。
- ※ 公募型プロポーザル方式

公募により複数の事業者から企画提案を募り、審査の結果、企画内容や業務遂行能力が最も優れた者を 選定する方式(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の「その性質又は 目的が競争入札に適しないもの」に規定する随意契約に該当するもの)

3 不適正な事務処理の件数

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6*	計
①公募型プロポーザル実施件数	134	97	150	170	178	64	793
	(7)	(5)	(8)	(7)	(9)	(4)	(40)
②①のうち選定委員会に外部の者を 含むもの	40	26	32	33	22	8	161
	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)
③②のうち選定委員会を附属機関と して規定していなかった件数	0	1	4	6	2	1	14
	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)

[※] 令和6年度分は6月末までに実施した件数

4 発生要因

選定委員会に職員以外の外部の者を含める場合は、規則に規定が必要であることの認識が不 足していた。

5 今後の対応と再発防止策

- (1) 外部の者の参画する選定委員会について、規則の規定を整理する。
- (2) 公募型プロポーザル方式による契約手続に関して、事務フローについて分かりやすく周知するとともに、チェックリストの活用などにより、チェック体制の強化を図る。

[※] カッコ書きは教育委員会の件数(外数)